

佐賀地方法務局では、長期間にわたって相続登記を行っていない土地の所有者の法定相続人を調査し、その法定相続人の中から任意の1名の方に対して、相続登記の促進を目的とした通知書を送付しています。

ぜひ、この通知書をきっかけとして、あなたと家族をつなぐ相続登記を検討いただくようお願いします。

なお、この通知書に関する質問と回答を掲載していますので御覧ください。

また、法務省のホームページにもこの通知書についての説明がありますので御確認ください。

#### ※長期間相続登記等がされていないことの通知を受け取った方へ

Q 1 : 法務局から「長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）」が届きました。これは何ですか？

土地の所有権の登記名義人（所有者）が亡くなられた後、その相続人へと名義を変更する相続登記の手続がされていないため、所有者が不明となっている土地が増え、社会問題化しています。

こうした土地を解消するため、全国の法務局では、法務局が管理する不動産登記簿の情報から、長期間にわたって相続登記を行っていない土地を調査し、その土地の所有者の法定相続人を探索する作業を実施しました。

その結果、通知書に記載の土地の法定相続人となる方のうち、任意の1名の方に対して、相続登記の促進を目的として通知しています。

**※ 通知文書には、費用等の振り込みを依頼するような記載は一切されていません**

Q 2 : 法務局における作業（長期相続登記等未了土地解消作業）の根拠となる法律は何ですか？

本作業は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第40条に基づいて実施しています。

[※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）](#)

Q3：法定相続人情報とは何ですか？また、どのようにすれば取得できますか？

法定相続人情報とは、土地の所有者の出生から死亡までの戸除籍謄本等を調査し、その法定相続人を一覧図として記載した書類です。

法定相続人情報に記載されている相続人からの御依頼により、最寄りの法務局において、法定相続人情報を出力した書面の提供を受けることができます。提供を希望される場合は、最寄りの法務局に提供依頼書、本通知書及び本人確認書面（運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し等）を持参してください。

代理人による依頼の場合は、当該代理人の本人確認書類、代理人の権限を証する書面と加えて、依頼人（法定相続人）の本人確認書類の写しが必要となります。

また、郵送による依頼も可能です。その場合には、依頼に必要な上記書類に加え、返信用の封筒及び郵便切手も送付してください。ただし、書留等の受取確認ができる方法に限ります。

なお、法定相続人情報の提供の依頼に際して、手数料は必要ありません。

[※法定相続人情報を出力した書面の提供依頼書](#)

[※法定相続人情報を出力した書面の提供依頼に関する委任状の様式・記載例](#)

Q4：法定相続人は他にもいると思いますが、どうして私に通知書が送付されたのですか？

土地の相続登記は、今回、調査対象とした不動産を管轄する法務局の本局、支局及び出張所に申請する必要があります。そのため、法定相続人のうち、調査対象不動産の近郊に居住されている方、親等的に一番近いと思われる方など、所有権の登記名義人を知り得ていると思われる1名を法務局で任意に選定し、通知書を送付しています。

Q 5 : 相続登記は今すぐにする必要がありますか？

相続登記の義務化については、民法等の一部を改正する法律が令和3年4月28日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

相続により不動産を取得した相続人は、取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなります。

[※相続登記の義務化について、詳しくはこちら](#)

Q 6 : 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか？

相続登記を義務化する制度では、正当な理由がないのに不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

Q 7 : 相続登記は具体的にどうすればよいのですか？

一般的な相続登記については、[こちら](#)をご覧ください。

なお、長期間相続登記等がされていないことの通知が届いたときは、相続登記に当たって、法定相続人情報の作成番号を提供することで、申請に必要な戸除籍謄本や住民票などの一部を省略することができる場合があります。

この機会に必要な登記申請を検討いただくようお願いします。

また、登記申請の代理や申請書の作成は司法書士に依頼いただくことも可能です。詳しくは、佐賀県司法書士会をはじめ全国の司法書士会の無料相談会をご利用ください。

お問合せ先：佐賀地方法務局登記部門      0952-26-2184